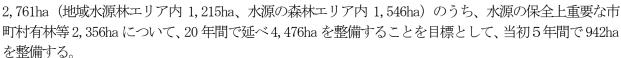
### 5 地域水源林整備の支援

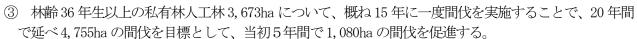
### 1 ねらい(5か年計画から転記)

地域における水源保全を図るため、市町村が 主体的に取り組む水源林の確保・整備や、地域 水源林エリアの林齢 36 年生以上の私有林人工 林の間伐を推進することにより、県内水源保全 地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森 林づくりを目指す。

# 2 目 標(5か年計画から転記)

- ① 地域水源林エリア内において、荒廃が懸念 される私有林 9,000ha のうち水源の保全上重 要な森林約 6,000ha について、20 年間での公 的支援を行うことを目標として、当初 5 年間 で 1,263ha を確保・整備する。
- ② 県内水源保全地域内の市町村有林等





### 3 事業内容(5か年計画から転記)

県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すため、次の市町村の取組を支援する。

① 市町村が計画的に実施する私有林の確保・整備(市町村)

地域水源林エリア内の私有林について、協力協約等による確保・整備を行う。

【確保】地域水源林エリア内の水源の保全上重要な私有林で、荒廃が懸念される森林のうち、1,263haについて確保する。

	5年間の目標(H19~23)			
協力協約面積	1, 263ha			

【整備】確保した個人有林について、10年間に一度整備する。

	5年間の目標(H19~23)
整備面積	1, 263ha

# ② 市町村有林等の整備(市町村)

地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備を行う。

(整備事業は10年に一度実施)

	5年間の目標(H19~23)	
整備面積	942ha	

### ③ 高齢級間伐の促進(県)

地域水源林エリアの 36 年生以上の私有林人工林 3,673ha について、概ね 15 年に一度の間伐を促進する。 (※対象を 36 年生以上とするのは、35 年生以下は別の既存事業で対応可能であるため。)

	5年間の目標(H19~23)
整備面積	1,080ha

※平成19年度は100ha、20年度以降は年245ha 実施。

# 4 事業費(5か年計画から転記)

当初5年間計 11億5,400万円(単年度平均額 2億3,100万円) うち新規必要額 9億4,900万円(単年度平均額 1億9,000万円)

# 5 事業実施状況

	平成 19 年度	平成20年度	平成21年度
私有林確保	269ha	229ha	175ha
私有林整備	221ha	257ha	248ha
市町村有林等整備	52ha	140ha	153ha
高齢級間伐	127ha	129ha	96ha
執行額	3億8,657万円	7億6,591万円	7億3,729万円



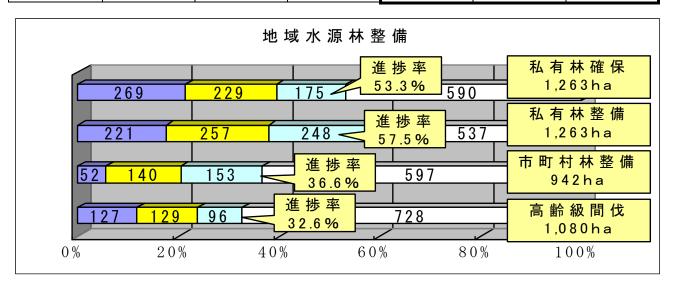


【事業実施箇所図】(平成19~20年度実績)



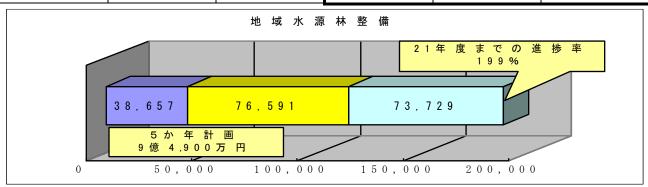
### 6 5か年計画進捗状況

	5か年計画 の目標	H19 実績 (進捗率)	H20 実績 (進捗率)	H21 実績 (進捗率)	H19~21 累計	H22 計画
私有林確保	1, 263ha	269ha (21%)	229ha (18%)	175ha (14%)	673ha (53%)	140ha
私有林整備	1, 263ha	221ha (17%)	257ha (20%)	248ha (20%)	726ha (57%)	201ha
市町村林等整備	942ha	52ha (6%)	140ha (15%)	153ha (16%)	345ha (37%)	145ha
高齢級間伐	1, 080ha	127ha (12%)	129ha (12%)	96ha (9%)	352ha (33%)	93ha



## 7 予算執行状況

5か年計画 合計額	H19 執行額 (進歩率)	H20 執行額 (進歩率)	H21 執行額 (進捗率)	H19~21 累計	H22 予算額
9億4,900万円	3億8,657万円 (41%)	7億6,591万円 (81%)	7億3,729万円 (77%)	18億8,979万円 (199%)	7億85万円



## ※ 地域水源林整備の事業の進捗状況と予算執行状況の乖離

5か年計画では、地域水源林の整備手法として、森林所有者自らが整備し、その経費の一部を市町村が補助する手法を予定していたが、森林所有者に代わって市町村が森林整備をすべて行う整備手法(所有者負担なし)を選択する市町村が非常に多かったため、当初計画額に比べ事業費が大幅に増えている。

#### 8 事業進捗状況から見た評価

地域水源林整備の平成21年度事業実績(累計)の進捗率は、①私有林の確保は53%、②私有林の整備は57%、③市町村有林等の整備は37%であった。5年間の数値目標を設定している事業であるため、次の基準(左)により、達成状況は、①がBランク、②がBランク、③がCランクと評価される。

④高齢級間伐の平成 21 年度事業実績(累計)は352haであるが、年度ごとの数値目標を設定している事業であるため、3年間(平成19~21年度)の目標に対する実績の達成率は59%となり、次の基準(右)により、達成状況はDランクと評価される。

5年間(H19-23)の数値目標を設定している事業

5 中的(H15 25) ジ 数個自保と数定している事業		
平成21年度の実績(累計)	ランク	
目標の60%以上	A	
目標の48%以上60%未満	В	
目標の36%以上48%未満	С	
目標の36%未満	D	

年度ごとの目標を設定している事業

平成21年度の実績(累計)	ランク
3年間の目標の100%以上	A
3年間の目標の80%以上100%未満	В
3年間の目標の60%以上80%未満	С
3年間の目標の60%未満	D

## 9 事業に係るモニタリング調査実施状況

この事業は、地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備等を推進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すものであり、量的には確保面積及び整備面積を指標とし、質的には「森林が適正に手入れされている状態」を指標とし、中期的に把握して、評価する。

質的指標の「森林が適正に手入れされている状態」の把握は、「1水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握するため、この事業独自のモニタリング調査は実施しない。

なお、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「①森林のモニタリング調査」の対照流域法等による森林の水源かん養機能調査や人工林整備状況調査を行い、森林の水源かん養機能等を把握する。また、森林の公益的機能については、既に発表されている研究結果等も参考とする。

### 10 事業に係るモニタリング調査結果

「1水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握し、事業独自のモニタリング調査は 実施しないため、「1水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査結果に基づく評価と同じ。

### 11 県民会議 事業モニター結果

- ○日程 平成21年12月21日(月)
- ○場所 中井町境
- ○意見(出典:ニュースレターしずくちゃん便り 第15号)

中井町の事業実施箇所は、近くに畑や公園、散歩コースがあります。

このような場所では下草を生やし、土壌を安定させ、水源かん養機能の向上を図るといった奥山で行うような水源林整備を行うと、景観が悪くなる、ポイ捨てしやすくなるなどといった弊害が生じる可能性があります。

そこで、中井町では間伐を行い下草を刈り、林内を明るくすることで、景観に配慮し、不法投棄を防止するとともに市民の憩いの場となるような整備を行っています。

今後、純粋に水源かん養機能を高めていくことと、地域の特性に応じて柔軟に整備を行うことの折り合いをどこでつけるのか。どこまで水源環境保全税で整備を行うのか議論が必要だと感じました。

#### 12 県民フォーラムにおける県民意見

(「第7回・第8回県民フォーラム意見報告書」に記載。)

### 13 総括

地域の水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。今後は、市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて多様な手法で整備を促進することを期待するが、水源かん養機能の向上と地域特性に応じた整備手法について整理する必要がある。また、森林所有者が契約終了後も適正に維持管理することができる仕組みづくりが必要である。

市町村が選択する整備手法により当初計画額に比べ事業費が大幅に増加していることと、事業進捗(整備面積)の遅れが課題であり、今後は市町村の計画を踏まえながら、より適切な整備手法の再検討が必要である。また、一定の流域での森林管理の目標に沿って、他の森林整備やシカ管理と整合するように進めるべきである。

点検・評価については、水源環境林としての目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか、また、整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価のあり方について、早急に検討する必要がある。

#### ○県民会議委員の個別意見

- ・水源林としての整備計画の立案、広葉樹林や渓畔林に対する考え方、事業の実施、具体的な森林施業の技術指針 は、県が行う水源の森林づくり事業と同じレベルで進める必要がある。
- ・灌木やササ刈り払いは慎重に行う必要がある。広葉樹林や沢沿いの渓畔林の保全など水源保全・再生のための事業として、県が指針の基で指導を行う必要がある。
- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。